

資料

聞き書き・わが国における法史学の歩み（一）

——大竹秀男先生にお聞きする——

わが国における法史学の歩み研究会

代表 岩野英夫

研究者への道

岩野 私は、日本における法史学の歩みに以前から関心を持つていましたが、その歩みを明らかにする作業の一環として先輩の諸先生のお話を伺う機会を持てないものかと考えていました。それが、大竹先生にご無理をお願いし、こうしてご自宅にまでお邪魔することになりましたときさつでございます。

お話を伺うには、先生を身近でご存知の教え子の方が同席されるのが何かと宜しいかと思い、藤原（明久）さん、牧田（勲）さん、山田（勉）さんにご相談しましたら、「喜んで」というご返事で、智恵もたくさん出して下さいました。ご一緒にきて、心強い次第です。進め方としては、最初に先生がご自由にお話をされ、適当なところで小休止していただいて質問をする、そういう形を考えてきました。

まずは、先生が研究者の道に進まれることになった経緯などから伺いたいと思います。

中学・高校時代

〈乱読〉

大竹 私は、皆さんと違つて、大学を卒業してすぐ研究室に入つてストレートに研究者の道を進んだわけではありません。

大学時代にも研究者になるということは全く考えていなかつた。小学生のときから本好きで映画好きで、中学時代も、小説と映画に耽溺して、学校の教科はまるきり勉強しませんでした。恋愛小説より里見八犬伝や三銃士のほうが面白かった。愛読雑誌が『新青年』。映画では、成瀬巳喜男、溝口健二、伊丹万作の作品が好きでした。

中学は愛知一中です。今でいう進学校でした。何となく第八高等学校に進んで文乙に入りました。高校生になつてからは、島崎藤村や新しいところでは横光利一、阿部知二、堀辰雄、中河与一らからゲーテ、トルストイ、ドストエフスキイ、スタンダール、ヘッセの小説、阿部次郎先生の『三太郎の日記』とか西田幾太郎先生の『善の研究』やカント、フッサール、ヤスバースの哲学書など、貪るように読みました。でも、哲学の本

聞き書き・わが国における法史学の歩み（二）

はさっぱり分からん。授業は怠けてバレーボールのクラブ活動に明け暮れ、真面目な学生だったとは言えませんが、本だけは読みました。けれども、体系的に読むのではなく、手当たり次の乱読です。もし多少とも教養が付いたとすれば乱読のお陰ででしょうね。

大学時代

〈東北帝国大学へ〉

大学に行つたらどの学部に入るかもはつきり決めかねて、文学部ならば純文学より社会学か歴史学専攻にしようか、それとも法学部か経済学部にしようか、迷いましたが、文乙は法学部に進む者が多かつたこともありまして、結局、東北帝大法文学部の法科に決めました。当時の東北帝大の法文学部は法科と文科に分かれ、どちらの講義も自由に聞け、漱石門下の小宮豊隆先生や阿部次郎先生の警咳に接することもでき、法科には新進気鋭の先生が多かつたからですが、法科での専攻は行政を選びました。

〈太平洋戦争〉

大学での最初の一年は、宮城女子師範のバレーボールのコートと県下のバレーボール普及で精一杯でした。ところが、その

年の暮れ、昭和一六年一二月八日、真珠湾攻撃を敢行して太平洋戦争に突入したことラジオが報じました。晴天の霹靂です。放送を聞いて直ぐ大学に行きますと学生が難しい顔をして続々とやってきました。先生方もある日は講義をされませんでした。集まつた一〇人ほどの私の仲間が正門前の私の下宿に場所を移して何時も議論しました。日本はどうなるのだ。危機感を持つて内心は動搖していたんでしょうが、みんな意外に冷静でした。

日米の生産力を比較すれば日本に勝ち目はない。できるだけ早く有利な条件で講和すべきだ。いくら我々が心配しても軍部の独裁で結局は軍部に引きずられて破局に進むのではないか。

悲観論が圧倒的でした。「それなら、我々学生はどうしたら好いんだ」。仲間の一人が問いかけて、沈黙が続きましたが、誰でしたか「僕たち学生には発言権がない。いくら言つても僕らの声は國民に届かない、どうするか、僕たちは死ぬしかない。死んで初めて僕たちの声が届くのではないか」と言いました。この言葉を今でも忘れません。

〈生きている証し〉

数日考え込みました。戦争に駆り出されて死ななければならないなら、学生のうちに生きている証しとして何かをやつてお

きたい。それじゃ何を。お恥ずかしいが次元の低いことしか考えつかないで、司法試験か高等文官試験に合格できないようでは法科の学生とは言えない、自分の専攻が行政だから高文に挑戦してやろうと思ったのです。それから本気で勉強をして高文に合格したのですが、高文の試験を受けたのは法科の学生たる証しを立てるためだけのことで、合格してもお役人になるつもりはありませんでした。そして、昭和一八年一〇月に繰り上げ卒業、その翌月に入隊と決まっていましたので、友達がみんな就職に走り回っているなかで、私はどうせ軍隊に行つて死ぬ身なのだから就職する必要などないと構えていました。

〈高柳真三先生〉

当時学部には学生個々に一人の先生を選んで相談相手になっていたただく指導教官制というものが設けられていました。私の選んだ指導教官は高柳真三先生でした。先生はまだ四〇代でしたが長老の風格があり、懐の深い方でした。お宅へよく伺いました。堅苦しい話は抜きで最近読んだ小説のことを話したり、先生に麻雀をお教えしたり。ご家族にも親しくしていただきました。

先生は就職に無関心な私のことを心配されたんでしょう。研究室に私を呼んで「就職は決まったか」と聞かれました。「就

職はしません」と答えますと、「君、どこかに就職しておいたほうが好い。住友に推薦するから行ってきなさい」と説得され、住友の試験を受けることになりました。

人生の転機

〈就職〉

住友のそのときの入社試験は、住友系全社の社長がずらりと並んで、あちこちから質問が飛んでくる。私はまだ就職したいという気持にはなっていなかつたものですから受け答えもいい加減です。「希望はどこだ?」「山が好きですが、高い山は嫌いです。早起きも苦手です」と言つたら、住友林業の社長が「うちちは山でも高い山でなく、空気もうまいし、環境抜群だ。うちには来るか?」、住友銀行の岡橋頭取が笑つて「うちちは年中朝九時からだ。うちに決めるんだな」。

こんな調子で面接を済ませて京都に寄つて、友達の下宿で徹夜麻雀。真夜中に警官に踏み込まれました。「お前ら、博打をやつてたな。財布をみせろ!」「えらい仰山あるやないか。この金どうしたんだ?」。住友がホテル代や食事代を幹部職員並に呉れました。「戦時下だ。慎まなあかん」と一くさり説教して、警官は立ち去りました。

こんなこともありまして、家に帰ると、期待していなかつた住友銀行の採用通知が来ていました。そんなわけで住友銀行に入つたんですが、銀行には三週間見習いに行つただけで直ぐ名古屋の第三連隊に入隊しました。

〈研究者として再出発〉

終戦は札幌の陸軍糧秣廠で迎えました。敗戦が私の人生の転機になりました。敗戦は予想していたものの、それが現実となるとショックでした。どうする。國も自分も一から立て直さなければならぬ。これまで時の流れに任せて漫然とやってきたけれど、ここが人生をやり直す正念場だと考え、住友銀行にスバツと辞表を出しました。大学に戻つてこれから時代に必要な学問、できたら労働法の勉強をしたいと思つたんです。さつそく高柳先生に相談の手紙を出しました。すると、先生から直ぐ「よく分かった。とにかく研究室に来なさい。当座は私の助手をやつたら好い」と返事をいただき、先生の助手として研究生活を始めるようになつたわけです。

——小休止——

山田 小さい頃から乱読をされたそうですが、読書好きにさせる環境のようなものが何か有つたのでしょうか。

大竹 そうですね。有つたとも無かつたとも言えます。父は銀行員でしたが脱サラをして商売を始め、名古屋の盛り場に店を出しました。関東大震災の後です。仕事が忙しく、子供は放つたらかし、小遣錢を持たせて。近所の本屋で立ち読みしていたら、この本が面白いから読んでみなさいと本屋の主人が勧めてくれたのが、本との付き合いの始まり。映画館は木戸御免。親父が綬帳を寄付したりしていたから。親に放っておかれたから

小説と映画で癒したのかもしれません。中学・高校時代には小説や新体詩も書きました。ベンネームは煙草のゴールデンバットをもじって、「門田末人」。

牧田 旧制高校は、どんな雰囲気だったんですか。

大竹 高校はそれぞれに特色を持つていましたが、大学への進学が約束されているので、高校では自由に好きなことをやれば好い。寮生活で俗臭を洗い落とし、自分を見つめ直して自分の人格、世界観を確立することが肝心だ。高校は人間形成の場だというものが共通の認識でした。

人間形成は自分で自分を創ることです。だから教授方も学生に対しては放任主義で、ご自分の専門の研究を大事にして教育には必ずしも熱心ではなかつたように思います。学者だという意識が強かつたんでしょうね。授業では難しいことを教えられ

る。学生が分かろうと分かるまいとお構いなしに。

文科系学生の苦手は理科系の授業で、数学の教授はどうせ文科のお前たちには分からぬだろうがと哲学的な高説を開陳され尚さら分からなくなる。物理の教授はインシュタインの相対性理論を延々と講説され学生にはとても理解できません。試験の成績が悪ければ、遠慮なく落とされる。卒業できたのが不思議です。

私の高校時代は既に戦時でした。南京陥落のとき、上からのお達しの戦勝の提灯行列を学生がボイコットして非難されました。が、学生の処分はありませんでした。高校には、「自由」の精神が生きていたんです。

藤原 旧制高校は教養中心の人間形成の場だったということですが、早くから専門をやりたいという生徒はいなかつたのか。

大竹 そうです。高校は教養、大学は専門とはつきり分けていました。高校の教育で学生個々の感性・知性・理性の十全な発達と自己の確立を促進する。こういう高校における人間を創る教育が大学における専門教育を実りあるものにした、と私は思っています。中学を出て専門を早くやりたければ専門学校がありました。が、専門学校の目的は専門的職業人の速成で、人間

教育が欠落していたのではないでしょうか。

戦後、大学は教養本位の大学に変えられて、教養のない教養大学になりました。森戸辰男文部大臣がいません。教養課程と専門課程に分けたものの、専門課程が短期間で旧制大学の水準の教育ができないというので、専門教育が段々教養課程に食い込んで、教養教育・専門基礎教育・専門教育を並行してやるようになつて人間教育も専門教育も中途半端になり、人間教育が碌にできない、専門教育のレベルも旧制に比べて低下することになつてしまつたんです。それに、戦後は文部省が国立大学に対する管理を強めて、国立大学の教授を束縛することが多くなりました。私立大学の教授の方が自由でした。自由のないところに学問は育ちません。

一 助手時代

岩野 先生は昭和二三年に助手になられていますが、その頃のことをお聞きしたいと思います。どのようなご勉強をなさったのか、テーマのこと、当時の学界の雰囲気などお話しいただければと思います。

研究の開始

聞き書き・わが国における法史学の歩み（一）

〈高柳先生の助言〉

大竹 高柳先生の助手になった当座、前にも申しましたように研究室をお借りして労働法を勉強したいと思っていました。日本法史をやるつもりはなかったのですが、先生から「何を専門にするかは別として、基礎が大事だ。国家・社会の歴史を勉強しなさい」という助言をいただきました。

それで、最初は、イギリス、ドイツの国制史や経済史の文献を読んだわけです。憲法は、清宮四郎先生の助手で後に衆議院の事務局長になつた三樹秀男君と一緒にメイトランドの『イギリス憲法史』を読みました。大塚久雄先生の「イギリス莊園の研究に関する最近の一傾向」や小松芳喬先生の『封建英國とその崩壊過程』を読んで啓発されました。中村吉治先生の日本経済史研究会に参加して封建制についても勉強させていただきました。

〈法史研究への傾斜〉

こんなわけで社会経済史が面白くなつてきたんですが、丁度その頃、昭和二三年に戦後初めて開催された人文科学・社会科学の総合学術大会に参加する機会を得ました。会場は上野の学士院、共通テーマが「封建社会」。人文科学・社会科学の第一線の先生方がこもこも意見を述べられ、二日間にわたって討論

同志社法学 五三卷一号

三〇九（三〇九）

が続き、壯觀でした。

西洋史の上原専禄・増田四郎、西洋法史の世良晃志郎、日本法史の高柳真三・石井良助らの諸先生も報告をされたんですが、封建制の概念・捉え方が學問分野によつて違うんです。一般史や社会経済史では、農奴制を基礎にした封建制というマルクス

主義の考え方が強い。西洋史・西洋法史では、主従制と知行制が結合して政治組織となつたのが封建制だという。下部構造が上部構造を規定する。いや、それは一方的な捉え方で、上部構造が下部構造を規定することだってある。相互規定の実態を明らかにすべきだ。何か共通の視点で把握できないものか。それは無理だ。侃々諤々。

このときのこういう議論を聞いてから、私は法史と社会経済史とを結びつけて研究するという考え方へ傾いてゆきました。

〈研究テーマ〉

大会から帰ると、高柳先生から「そろそろ研究テーマを決め来て年末までに論文を出すようにしなさい」と言われました。

私は、社会経済史や農業経済史の文献を読むうちに日本の近世封建社会の農村に関心を持つようになつてきましたので、近世の農村社会をやろうと決めて、研究対象を農業水利法に絞りました。日本の農村が主として水稻農業で、水による強制が

水稻生産の特徴と言われ、中国研究家のウイットフォーゲルが「水を制するものは世界を制する」と言い、ウェーバーも同じことを言つていますが、水田農業を基幹産業とした近世封建社会においては水利問題が重要視されたからです。

〈史料の探索〉

しかし、テーマを決めて史料がなければ仕事はできません。民俗学者や人類学者は、現在に残る慣行から昔もこうだったに違いないと大胆に仮説を出されますが、歴史家はそうはいきません。史料がなくて実証できなければ、空論でしかありません。

史料があるかどうかを調べてみると、大学の図書館にかなりの量の水利訴訟の文書がありました。近世の水利訴訟は「論所公事」と言いまして、関係村々が水利権を争つて何度も繰り返し訴訟を起こしたものですから、証拠として過去の訴訟文書が保管されて残つていたんです。

滋賀県の私の故郷の村にも残つていなか調べました。私の村は、川の伏流水を底樋で引いて灌漑に使つていていますが、この引水権を宝曆の訴訟に勝つて獲得したと聞いていましたから、その訴訟をやつたという庄屋の家を訪ねて当時の文書が残つてないか尋ねました。「分からん」「ひょつとしたら蔵に何があるかもしねん」と言うものですから、「それじゃ蔵をみ

せてくれ」と頼んで調べましたところ、長持にぎつしり詰まつた古文書を見つけました。全部、水利関係の文書です。細いまと書いた日記や覚書もあります。私の村の関係のものだけでなく、近在の村の水利訴訟文書もありました。

〈法史研究の開始〉

史料は搜せばあるもんだ、と心丈夫になりました。「近世の農業水利法をテーマにやります」と先生に報告して、それから私は古文書と取つ組んで悪戦苦闘の毎日でした。最初は労働法をやるつもりだったのが、高柳先生に感化されて何時とはなく日本法史を専門にやるようになつたんですが、私はそれで良かつたと思っています。

当時は終戦後のどん底の時代で、住宅事情や食料事情が極端に悪くて苦しい生活を強いられましたが、研究生活を苦勞だと思つたことはありません。助手論文は、日本の水利法の固有原理、近世農業水利組合の性格、近世農業水利権の態様、近世水利訴訟の内済の原則を論じた四編に分けて発表しました。ですが、助手論文を書いているうちに、従来の法史の概念的方法にとらわれていたのでは法の歴史的意味を把握できないのではないか、という疑問が段々膨らんできました。問題は、方法論だと思いました。

——小休止——

牧田 生活が苦しかった、というお話をでしたが。

大竹 あなた方には想像できないかもしませんね。助手の月給が七五円ぐらいでしたか、とにかく大学卒業生では最低。結婚したとき俸給を家内に渡すと、家内が「これ一週間分ですか」。国民が軒並み貧乏で、家計を遣り繰りする奥さん方は大変だったでしょう。

ひどい住宅難でしたが、幸運にも大学正門前の市営アパート第一号に入れました。アパートといつても、莫産敷きの一部屋きり、隣との仕切り壁はベニヤ板一枚、共同炊事場・共同便所のバラックで、服部栄太郎先生や小川環樹先生など大学のお偉い教授方も住んでおられました。

食糧難で農家に米などの買い出しに行くんですが、金だけでは売つてくれません。家内が結婚のとき持つてきた着物が全部米に変わりました。これを「たまねぎ生活」と言つたもんです。「民主化」が流行り文句になつて、刑務所も民主化しなければならぬということで、宮城刑務所からバレー・ボールのコーチに来てくれと頼まれました。こんな車しかなくて、と護送車で迎えに来まして、職員が出迎えてくれ、「先生のお世話はこの

当番の者たちがします」と言うんですが、その当番の者というのが囚人です。囚人生活を囚人の自治的運営に委ねて、野球とかテニスとかバレー・ボールのクラブを囚人の同好者で作らせたんです。三食完全給食で、リクレーションとしてスポーツをやる。みんな血色が良くて、人相も善く見えます。堀の外の人々はガツガツしていて、くたびれた様子で、生気がありません。

堀の方方が外の方よりよほど人間らしい生活だ、と苦笑いしたことです。

藤原 研究室の雰囲気はどうでしたか。

大竹 大学が街の中心部の便利な場所にあつたということもあるのでしきうが、助手・特研生は昼も夜も研究室に来ていましたね。私は結婚してから弁当を持って研究室に行き、夕方になると家に帰って晩飯を食べてまた研究室に行くという繰り返しでした。商法の小町谷操三先生や行政法の柳瀬良幹先生も夜分遅くまで来られていきました。私どもの合同研究室で昼の弁当を先生方と一緒にしましたが、そのときの雑談が楽しみでした。

高柳先生は、弟子に細かいことを言つたり意見を押しつけたりする方ではなく、弟子の自主性を重んじられまして、研究の方針・方法は自分で考えなさいというのが先生の指導法でした。自由な雰囲気で研究できることを有り難く思っています。私の

後の愛知大学に行つた見城幸雄君らのときの日本法史研究室がどうだったかは分かりませんがね。

私が神戸大学に転じた後に高柳先生の門下生になった鎌田浩君は、私が東北大学で講師になって教養部の講義を担当していたときの教え子でしたが、同君から高柳先生のご教示が得られず研究テーマを決めかねて困っていると相談を受けました。それで、史料には『寛政重修諸家譜』などもあるから近世の武士相続法をやってみないかと勧めたところ、同君がその気になられて近世武士相続法をテーマとする助手論文を書かれたのですが、実はかねて高柳先生から「鎌田君は引っ込み思案で僕に何も相談しに来ないで研究に悩んでいるようだから、君が相談に乗つてやつてくれ」と言っていたんです。先生が陰で気配りされていたことを、当の鎌田君は恐らく知らなかつたでしょうね。

山田 日本法史で地方文書を利用されたのは先生が最初ではないかと思いますが、高柳先生の反応はどうでした。

大竹 地方文書を利用するというのは、法史では確かに珍しかったかもしれません。高柳先生は、地方文書に馴染まっていたなかったようです。幕藩法制に関する公式文書や注釈書は祐筆らが書き、正しい書法を知つていれば判読に苦しむことも余り

ありません。先生はそういうものには親しんでおられます。しかし百姓の書いた覚書や日記などの類になりますと、誤字・当て字が多かったり、字の崩しが出鱈目だつたりして読みにくい。私が判読できない箇所を先生に教えてもらいに行くと、書道字典を引っ張り出して、ああではないかこうではないかと判読に苦しめたことも再三あります。先生も百姓の書いた乱雑な文書は苦手のようでした。だけど、地方文書を使って農民の法生活を解明することには賛同されました。

三 法史方法論

岩野 先ほど小休止に入るところで、「方法論が問題だ」と先生は言われましたが、この点について少し詳しくお話し願えませんか。

法社会史

〈考えたこと〉

大竹 私が考えたのは、漠然とですが、法制度と社会との関係を考察して法の歴史的意味を把握する、それには法生活の実態を知る必要があるのではないかということでした。従来の日本法史研究は、瀧川政次郎先生によれば、中田薰先生を先達とす

る法科派と三浦周行先生を先達とする文科派に分かれています。法科派は概念法学の知識によって各時代の法体系を再構成し、文科派は各時代の法制度の特色を時代的背景と関連づけて描出するところに、それぞれの特色があつたのですが、いずれも法と社会との関係、法と社会構造との関係については考査されていません。瀧川先生の書かれた「律令時代の農民生活」に関する論文が法と社会との関係を問題にしたほとんど唯一の日本法史研究だったのではないかと思います。

〈法社会学〉

当時のわが国の法学に最も大きな影響力を及ぼしていたのは、西南ドイツ学派の法哲学者エミールラスクの法学方法二元論でした。ラスクは、法实在が法的生活实在すなわち社会的法实在と法的規範意味の複合すなわち法理的法实在に分かれ、両者は事実と意味という次元を異にする全く別個の世界を形成し、前者に関しては法社会学が、後者に関しては法解釈学が成立すると言っています。そうすると、法史も社会的法实在の歴史である「法事実史」と法理的实在の歴史である「法規史」に分かれることになります。しかしこれは、法規史は、法規 자체が自己運動によって変動・発展するものでないから歴史として成り立ち得ませんし、法事実史も過去の法事実を当時の法規の規範的

意味に關係づけて説明するものというのですから歴史になりません。そう考えてラスク流の法史に背を向けた私が注目したのは、法社会学就中オイゲン エールリッヒと川島武宜先生の法社会学理論です。

〈エールリッヒ〉

エールリッヒは、主著『法社会学の基礎理論』の扉にこういう文章を載せていました。「法発展の要因は、総ての時代と同じく現代においても、立法や法学や司法にあるのではなく、社会そのもののなかにある」。エールリッヒの理論は、この短い文章に集約されています。現代法学は制定法の定立した法規（RECHTSSSATZ）を優先的に取り扱ってきたが、法規が法全体を代表するものではない。人間社会の結合の基礎をなすのは「生ける法（LEBENDES RECHT）」すなわち法規に確定してはいないが人びとの実生活を支配している法規範（RECHTSNORM）である。だから、法社会学の主要な課題は、社会の諸事象を通じて生ける法を把握し、生ける法からの法規への発展及び法規の生ける法への作用を明らかにすることだ。また、過去のどの時代においても、社会を構成した諸々の人間組織の内部秩序が法の基本的存在形態で、それを規定したのが法規範だったのであり、法規は制定法や条令や法律書に

一般的に拘束力を有する形において書かれたに過ぎず、組織のなかで生成し組織の人びとの実生活を支配したのは法規範であつて、法規も法規範を基に定められた。だから、法史の任務は社会の変化による法規範の変動・発展の過程を明らかにして現在の生ける法の探究に繋げてゆくことだ。

〈川島武宜先生〉

私は、エールリッヒの理論をこのように理解しました。川島先生が法社会学の対象とされる法は現実的な存在としての法であり、これはエールリッヒの言う「生ける法」にほかなりません。その現実的な法は現実の社会関係であり、法社会学の課題は法を現実の社会関係において把握し、主として法の社会関係によって規定される実相や法の社会における現実的機能などを明らかにする。私は、それが先生のお考だと理解し、先生の理論を社会構造論として受け取りました。そこで、私は、エールリッヒと川島先生の理論を結びつけて、人びとの実生活を支配した現実的な存在形態の法を中心にして各時代の法の在りようを社会構造との関連において明らかにし、法の変動・発展を社会構造の変化との関連において明らかにすることが法史の課題であると考えたわけです。

〈法社会学を意識した作品〉

私が法社会学的な方法を意識して書いた最初の論文は「村落構造の一考察——三陸地帯の契約講をとおして——」です。民法の助手だった山畠正男君らと三陸地方一帯に行われていた契約講を調査して、私が幕藩時代を受け持つて作成したレポートとして、昭和二五年の法制史学会の東京部会で報告しました。

〈仁井田陞先生〉

その部会のあとに友人の叔父さんということでお近くになつた仁井田陞先生とお話しする機会がありました。先生はご存知のように中国法の世界的権威です。厳格な史料クリティークによる概念法学的な律令研究をされたきた先生の学風がその頃から変わりだしてきていましたので、「先生は法史の方法についてどうお考えなんでしょうか」と無遠慮にもお伺いしました。

先生はそれに応じて、中国の農村慣行調査をやつて法史の考え方があつたと、先生の考えられている方法論を淡々とお話し下さいまして、「君の方法は間違つていないと私はよ。日本をやつている人は好いですね、いつでも慣行を調査して生きた法を摑まえられて」と言されました。

先生の方法論はこのしばらく後に岩波全書の『中国法制史』に書かれています。こうです。旧来の中国では、法規は法というよりむしろ法の骸骨である場合がしばしばあつた。

我々が法で主旨とするのは、そのような法の骸骨でなく、生きた法であり、曲げられたら曲げられたなりの現実の法現象そのものであつて、問題は人間の社会的行為を方向づけている総ての規範、社会における現実の規範意識だ。現実の法規範を度外視した骸骨的な制度史やドグマ史は無内容だ。「過去の国家的法規の單なる羅列と法史のドグマ的理解を、私は法史の研究にあたつて今更試みようとはしない」とまで言い切つておられます。私自身の方法論が固まって来たのは先生の法史論を伺つたお陰です。

〈世良晃志郎先生〉

世良晃志郎先生からもご教示を得ました。先生は昭和二四年に東北大学に西洋法史の教授として赴任されました。先生にご指導いただいたウェーバーの『経済と社会』のなかの「支配の類型」の読書会や合同研究室で昼食を一緒にしたときなど、折に触れて先生の法史論を伺いました。先生は歴史法学と唯物史観に批判的で、「法史は法解釈学の侍女であつてはいけない。法史は歴史学だ」と再三繰り返され、法の変動・発展の要因は経済的な生産関係のみでなく政治・宗教・文化などの変化による社会の構造的变化にあるとされ、法を社会の全構造・歴史的全過程との関連において把握するという方法によつてのみ法史

は歴史学たりうることを説かれました。

ウェーバーの理念型を法史に用いることについては、当時の先生はまだ何ともおっしゃっていませんでした。先生の方法論は私と異なる経路によって形成されたのですが、私の考えと相通じることに納得しました。

〈法社会史〉

助手論文作成の途中から私の方方法論の摸索が始まったのです。が、今申したような諸先学に導かれて法史の方法と課題についての私の考え方を漸く決めることができました。それは次のようないふものであります。人びとの社会生活の実態を分析して、人びとの行為・生活を現実に規律し支配した法規範を掘み、支配権力が法令や命令として人びとに強制した法規と現実の法規範との対応関係を考察し、現実の法規範を中心にして法の生成・発展の基礎過程を社会構造との関連において究明する。社会学的方法による法史研究、言うなれば「法社会史」が私の考えた法史です。私が法社会史研究を始めたのは、助手論文の後に計画した近世農民法の研究からでした。

——小休止——

われましたけれど、法史全体で見ると必ずしもそうではないよう思うのですが、当時の状況はどうだったのでしょうか。

大竹 法社会学に関心を持ったのは、私だけではありません。法史家の多く、とりわけ若い研究者に法社会学への関心が強かつたように思います。昭和三〇年の第四回法制史学会研究大会で初めて、「法史学の課題」を共通課題としてシンポジウムが行われ、法史学と法社会学の関係を主題にして議論されます。その議論の要点を私が書いて『法制史研究』六号に載せていますが、それを読まれただけでも、当時の法史学界に法社会学のインパクトが相当強かつたことをお分かりいただけると思います。

牧田 石井良助先生はどうでしたか。

大竹 先生は法制度史専らでしたからほとんど関心を示されませんでしたね。高柳先生も、石井先生と同じ中田先生の門下ですが、どちらかと言えば三浦先生に近い文化史的傾向に見え、法社会学への関心は薄かったように思います。

牧田 法社会学論争とありますか、マルキシズム法学と社会学理論との論争はいかがだったでしょうか。

大竹 ジンメルの形式社会学やデュルケームの総合社会学は唯物史観に対抗する理論として出てきましたが、日本の戦後の法

社会学は必ずしもそうとは言えません。中田先生の法史学を現実の社会関係と離れた観念法学的法史だと批判された平野義太郎先生は、社会科学としての法学はマルキシズム法学以外ないとされますが、法社会学のなかにもマルキシズムの影響を窺うるものがあります。

私たちの若い時は誰でもというわけではありませんが、多少ともマルキシズムの色が着いていました。東北帝大の経済学関係の講義のほとんどがマルキシズム経済学でしたから、我々学生はみんな河上肇先生の『経済学大綱』を読んだものです。あれは名著です。説明が明快で説得力があり、マルキシズム経済学がどういうものか分かりやすい。近代経済学の高田保馬先生の『経済学概論』も読んだが、こちらの方が格段に難しい。言つてみれば、マルキシズム経済学は算術の知識で分かるが、近代経済学は高等数学の知識がないと分からぬ。マルキシズム経済学が分かりやすいから唯物史観や社会主義に引き込まれていくといったことでした。だからというわけでもないでしょうが、マルキシズムの色の濃い法社会学もあります。例えば刑法の山中康雄先生の法社会学がそうです。しかし、主流の法学会は唯物史観に否定的です。

戦後の法学の動向としてアメリカにおけるレアリズム法学、

日本における法社会学の台頭が注目されますが、西ドイツでは法社会学に対する関心はほとんどなかったというのが西ドイツに留学したときの私の印象です。

山田 戰時に国粹主義的な日本固有法史の提唱があったと聞いています。

大竹 牧健二先生が中田先生の比較史的方法による日本法史研究を批判されて、ドイツの歴史法学の業績を利用して日本の法制度をドイツの法制度に当てはめて説明するパズル式の中田法史では、本当の日本法を摑めない、日本には日本に固有の法意識があつてそれが法制度に具現されたのだから、そういう日本法の独自性を発見することが法史の課題だとされ、日本固有法史を提唱されたわけです。時流に乗ったんですね。細川亀市先生にも『日本固有法史』という著書があります。

東北帝大に日本法史の講座が設置されたのは、昭和一六年ですが、その名称が「日本固有法論」です。この名称でないと文部省が日本法史講座を認めなかつたためで、高柳先生が牧先生の提唱に共鳴されたわけではありません。中田先生の比較法史的方法も日本の法史学を近代的な歴史学に育てる意図を持って採られたものと理解でき、その方法によって日本の法制の独立性を明らかにすることもでき、比較法史研究があながち非難さ

れるべきものとは思いません。日本固有法史という考え方も学界を支配したとは思えません。

藤原 近代化の視点からの研究はどのような状況だったのでしょうか。明治維新以降の近代法史研究という方向は出ていたのでしょうか。

大竹 戦前から高柳先生や星野通先生、小早川欣吾先生らによって明治法史の研究が進められていました。戦後はそれに手塚豊先生、福島正夫先生や若手の熊谷開作先生、利谷信義先生らが加わって主として西欧法継承の過程の解明に向けての明治法史研究が活発になりました。しかし、戦前と戦後では問題意識が違います。戦後の合言葉は「民主化」でした。戦前の日本には民主主義が育たなかった。民主化を阻んできたのは前近代社会の生み出した封建的な思想・制度であり、民主化の課題は封建遺制の除去にある。これが戦後の思潮でした。

法史研究も、また、封建遺制の問題は明治時代の近代化にあり、西歐的な資本主義社会・市民社会への転換・発達を曲げ妨げた要因が封建的な思想・制度を温存したことにあるとして、明治の半封建制の究明に力点を置いたものでした。この段階での「近代化」の考え方は、前近代社会の伝統的要素を近代化のマイナス要因と見て、近世と近代との断絶を強調する傾きがあ

りました。後で申しますように昭和三〇年代後半頃から近世と近代の連続性に注目して前近代社会の遺産の利用による近代化という見方が出でてきます。

敗戦時までを対象とした近代法史研究会が最近始まったということはご存知の通りです。井ヶ田良治・山中永之佑・石川三夫先生共著『日本近代法史』で「素朴な経済決定論や、教条主義的な土台還元論」の克服ということが言われていますが、これは近代法史のみならず日本法史研究一般の趨勢だと私も見ています。

四 神戸大学へ

岩野 先生は昭和二六年に神戸大学に赴任され、新しい学問環境の中でお仕事を始められています。法社会史という当時としては新しい視点からのご研究を実際に進められるにはご苦労もありだつたと存じますが、いかがでしたでしょうか。

農民法の法社会史研究

〈地方史料の利用〉

大竹 私が神戸大学に赴任して日本法史の講座を担当したのが昭和二六年でして、それ以後、近世の農民生活を対象とする法

社会史研究に傾注しました。研究テーマは、近世の農民家族と農業雇用です。神戸大学には、経済史の坂西由蔵先生の集められた近世史料があるにはあったのですが、法史関係史料はほとんど皆無に近い状態でした。

ですが、近世の農民生活を対象とする研究には、農民生活を規制した幕府及び諸藩制定の法令を見る必要があるけれども、農民の実生活を記録した地方史料があればそれを利用するのが有効だと考えて、地方史料を搜すことにして、ごく手近なところにそれがあつたんです。神戸大学図書館に旧摂津八部郡花熊村の庄屋文書が所蔵されていまして、明和以降の天領時代の宗門人別改帳・名寄帳・村明細帳の類が揃っていました。

さらに、地方史に詳しい教養部の八木哲浩先生から旧尼崎藩領摂津武庫郡上瓦林村の岡本家にある大庄屋文書を農業史の古島敏雄先生が見に来られるので君も来ないかと誘われて岡本家に参りました。慶長から幕末までの上瓦林村関係の文書だけでなく大庄屋組関係の文書や藩の布達類もあり、岡本家の生活記録類もある。

この花熊村の庄屋文書と上瓦林村の大庄屋文書を得たことで、これを使って近世の現実的な農民法を把握することができると意を強くしました。私の僕は、史料に恵まれたこともあります

すが、神戸大学に来てから今井林太郎先生主宰の日本史研究会や社会経済史学会近畿部会に参加させていただいて親しくなった日本史の阿部真琴・高尾一彦・八木先生や日本経済史の新保博・安沢秀一先生らのご教示を得たことです。とりわけ近世の村落構造に関してこれらの方々と交わした議論から色々示唆を受けました。

〈研究の観点〉

近世農民法の法社会史研究における観点を、方法論について述べたことと重複しますが、次のように考えました。第一には、農民生活を規律する幕藩法令と現実の法規範との対応関係を明らかにすること。

第二に、行政組織体であり生活共同体であるという村の二重性と法の在り方との関係を明らかにすること。近世村落の二重性は三陸地方の契約講の調査によって確認されたことであり、この二重性を無視しては農民の法生活が理解できないと考えたからです。

第三に、法の形成・変化を村落内部の階層関係との関連において明らかにすること。私の助手論文の一つが「近世農業水利組合の性格」だったことは前に申しましたが、そこではギールケのゲノッセンシャフト理論に影響された中田先生の近世村落

の理解に従つて村のゲノッセンシャフト的性格を前提に書いています。しかし、この論文を書いた後、村落生活の実態を調べるにつれゲノッセンシャフト理論は村落社会の実質的構造を擱んでいない、村落内部の階層関係を捨象していることが問題だと考えるようになったわけです。

第四は、経済的な生産関係が法の在り方を規定するという唯物史観から離れて客観的に法と社会関係との相互規定の事実を明らかにすることでした。

〈研究の成果〉

私は前に申したように農民家族法と農業雇用法を当面のテーマとして近世農民法史の研究を進めて、昭和二七年から同三六年にかけて、その成果を『神戸法学雑誌』に発表しました。そのなかの農民家族に関する論文を検討のうえ編集したのが同三七年公刊の『封建社会の農民家族——江戸期農民家族の歴史的位置づけ——』であり、同三〇—三一年に発表した農業雇用に関する論文は構成を改めて同五八年公刊の『近世雇傭関係史論』第二章に「農村における奉公関係の発展」として掲載しています。

〈支配的見解との違い〉

『封建社会の農民家族』で、私は次のような従来の支配的見

解と異なる意見を述べました。第一は階層関係に関するです。

村落内部の階層関係を経済的な力関係の反映としか見てこなかつたことに疑問を呈して、近世村落成立当初の階層関係がその経済的基礎の変化で動搖を來した段階に「家」の由緒に基づく「家格」を強調することによって既成の階層関係を維持する動きが支配階層に出てきて、家格意識を媒介とする固定的な身分的階層秩序を形成した村が少なくなく、家格制が近世村落に特徴的な身分的階層制だったと主張したんです。

第二は族縁関係に関するです。族縁関係は本分家の繋がりの同族と血縁及び婚姻・縁組で結ばれた個人の繋がりの親族に区別されました。同族には本家支配型と本分家仲間型があり、後進地においては本家支配型同族が長く遺り、先進地においては、近世初期に本家支配型や本分家仲間型の同族が拡張したが、中期以降は族縁関係の中心が同族から親族に移ってゆき、また、家格に規定された婚姻・縁組により、とりわけ上位家格の富農の間では重縁により、縁者が親族のなかで重んじられるようになつていったと私は見ました。

第三は相続に関するです。石井良助先生は分地制限令の施行が単独相続化を促進したと言われますが、分地の禁止・制限下に分割相続を行つていた村が幾らもあり、石井説には同意でき

ない。また、大石慎三郎先生が拡大再生産を狙つて分家創出による同族集団強化を意図する本百姓層本来の相続は分割相続

だったと説かれていますが、私はこの大石説に同意できず、近世初期に分割相続だったのが中期以降に単独相続に転じ、少なくとも後期には単独相続が本百姓一般の慣行になつたと捉えたんです。拡大再生産が可能でも単独相続を探り、拡大再生産が無理でも分割相続を行つた村があり、大石説では説明できません。単独相続については、前当主の所有した動産・不動産を一括して家相続人が承継するものとしたというのが石井説ですが、相続の実態から見て家付きの財産以外の前当主の取得財産は家相続人以外にも分与できた家産単独相続だったというのが私の見解です。分割相続から単独相続への転換の理由は、後で申します。

家相続人は、家業継続のための親から子への労働力継送の都合によって決められました。この点の考えは大石先生も同様ですが、相続序列が決まっておらず長男優先の規範は存在しなかつたという大石説に対し、私見は、他子より早く家業に習熟し生産年齢に達した長男を相続人に立てる通例としたという長男優先説です。もっとも長男に家業担当能力がない場合は法令上も慣行上も相続人を次二男あるいは養子に立て替え

ることが認められました。

第四は家族秩序に関するです。近世の農民には先祖代々の「家」を継続するために全家族が当主を中心に結束して家業の経営に協力しなければならぬという意識が大変強く、家長たる当主が家族に対する統制権を持っていました。その上で、私はそれに異論を唱えて非家父長制説を主張しました。その論拠は、家族を統合する当主の権威が親としての権威であり、家族秩序が父族との共同関係によって制約されて強権的でなかつたことです。しかし、私の非家父長制説に對しては強い批判があり、それを受けとめて再検討した結果、『封建社会の農民家族』改訂版において家父長制説に改説しました。このことは、後に少し詳しくお話しします。

農業雇用をテーマとした論文「近世期の農村奉公」を昭和三〇～三一年に発表したことは前に申しました。当時は、藤田五郎先生が近世農村における雇用の段階的発展のシエーマを描出されたのが契機となって、社会経済史研究の関心が近世の地主制の発展と雇用形態の変遷との関連の解明に集中しました。私もそれに刺激されて農業雇用の発展過程について考察を進め、

それにより把握したところを論文に発表した次第です。近世初期の手作地主には「譜代奉公」、本百姓の一般的成立期には「年切奉公」とそれから転化した「年季奉公」、それ以後、支配的奉公形態が譜代奉公及び長年季奉公の禁止により短年季奉公に移り、本百姓分解期には短年季奉公・年雇・日雇の併存が一般になったというのが、私見です。

近世農民家族をめぐる論争

〈批判の諸点〉

大竹 農民家族についての私の見解に対しても、いろんな方がいろいろ批判を頂戴しました。本百姓層の相続形態について私が昭和三二年に発表した論文で、大石先生の分割相続説を批判して、分割相続から単独相続に転換したという見解を述べたことは前に申しましたが、それに対する批判を熊谷開作先生が「江戸時代農民相続論の展開」という論文に書かれました。大竹が上瓦林村の場合は拡大再生産の可能性があつたが単独相続に変わったと言い、花熊村の場合には拡大再生産の可能性がなくなつたから分割相続を続けなくなつたと言うのは、矛盾している。上瓦林村の場合も高収益の棉作から低収益の菜種作に変わつて拡大再生産が難しくなつたため単独相続に転じざるをえ

なかつたのではないか。拡大再生産を狙う本百姓が分割相続を志向したとする大石説を批判したことにならない。熊谷先生はそう言わわれたのです。

しかし、先生は上瓦林村が高収益の棉作から低収益の菜種作に変わったことで拡大再生産に行き詰まつたと見ておられます。が、私の見方は違います。単独相続に変わった時期の同村の商品作物は棉作で、それから間もなく菜種作を裏作に取り入れ、収益性は確かに棉作より劣りますが、享保までは水田生産力が上昇していく上農には持高の増大も見られ、拡大再生産の可能性があつたと考えられます。にもかかわらず分割相続から単独相続に転換したんです。何故か。その理由は家格制の成立により本百姓株が固定されたことにあつたと考えられます。大石先生は政治的勢力拡張と労働力補充のための同族強化を分割相続の誘因とされるのですが、本百姓株が固定してからの同村では同族がほとんど機能しなくなつていきましたから、そのことからも分割相続を継続する利点はなかつたと言えます。

中期にも分割相続を続けた花熊村の場合は上瓦林村と事情が違います。花熊村も棉作から菜種作に変わりましたが、大部分が小高百姓として、新開の余地もなく、商品作物を栽培しても農業面では拡大再生産の見込みはほとんどなかつたと推測され

ます。それにもかかわらず分割相続を続けたのは、都市近郊農村で、大部分の百姓が線香職・酒造稼・駄賃稼・行商などの余業を持っていたことによるとしか考えられません。だが、もともと小高でしたから分割相続を続ければ零細化を避けられません。後期に単独相続に転じた原因が分割相続による零細化にあつたことは明瞭です。拡大再生産の可能性があれば分割相続の可能性もありますが、現実には各村の生活の条件によつて拡大再生産の可能性があつても単独相続を選んだ村もあれば、

拡大再生産の可能性がほとんどなくとも分割相続を続けた村もあつたということとして、本百姓層が一般に分割相続を志向したとする大石説を無条件に認めるわけにいかないことがお分かりいただけると思います。

『封建社会の農民家族』旧版の私の非家父長制説は日本法史の鎌田浩、民法の青山道夫、法社会学の江守五夫、日本史の児玉幸多・大藤修らの諸先生から批判を受けました。諸先生いざれも家父長制説を支持されました。私としても自説の再検討を等閑にするわけにはいきません。家族関係の実態を調べ直しましたが、旧版に述べたのと格別変わったところも見つからない。

問題があるとすれば、家父長制概念を明確にしていなかつたために家父長制について的確に理解しえなかつたことにあるので

はないかと考えて、その点に検討を加えた結果、同書改訂版で家父長制説への改説を表明したんです。

〈批判に対する補充説明〉

だが、そこで展開した私の家父長制論についても鎌田先生が『比較家族史研究』第二号で批判されて、私の考えが分からぬと言われていますので、この機会に補充説明をして私の見解を明確にしておきたいと存じます。

私見に対する鎌田先生の批判は次のようなものです。大竹の述べる当主権の内容は旧版と改訂版とではほとんど変わらないのに、旧版では非家父長制説を採り改訂版では家父長制説を探るというのは不可解だ。大竹が領主権力により当主に課せられた義務を当主権とし、当主の家族統制を当主の父権及び夫権によるもので隠居の後見権によって制約されたとしていることは、事実認識において間違っている。近世家族の当主権は、大竹の理解するものとは異なり、家長固有の全家族統制権で隠居にも及んだものであり、それが当主家長制だというのが鎌田先生の見解なんですね。

家族関係の実態を調べ直しても旧版に述べたところとほとんど変わらず、当主権の内容が旧版と改訂版とで余り違つていなことは先生のおっしゃるとおりです。ですが、前に申しまし

たように、私が問題にしたのは、そこではありません。ご存知のように、家父長制の典型はローマ法の家長権 (PATRIA POTESTAS) すなわち一家の長たる家父の一元的・包括的な家族支配であり、それに対しゲルマン法の家長権は MUNDIUM すなわち家長による家族の保護だとされてきたのですが、中田先生が、こういう家長権についての理解を前提に、わが国の近世家族の家長権はローマ型の権力的支配でなくゲルマン型の非権力的保護だったとして非家父長制説を主張されています。私も中田先生に同調して非家父長制説を唱えました。けれども、家長の家族支配には家族保護の一面もあり、家長権を権力的支配と非権力的保護に区別して前者のみを家父長制と断じていいのか、どういうものを家父長制と言うのか、家父長制概念の立て方に疑問が出てきました。そこで、ウェーバーに従って、家父長制概念を家父と家族の権威 (AUTOLITÄT) — 恭順 (PIETÄT) の人格的関係に基づく家父の家支配と規定したんです。家父長権は自然発生的に父の権威を中心にして形成され、伝統尊重のピエテートに支えられて維持されたものです。

私が改めて考察したのは、家族関係の実態が私の理解したこのような家父長制に当たるか否かということです。農民の家族

生活の実態を見ますと、当主が家業経営のための家族労働の指揮統率を主として、家族の実生活を統制する広範な家内統制権を有し、当主が父として夫として家族を統制したのですが、家族にとって当主が親だという意識が一般にありました。民俗学の柳田国男先生が「労働を統率する者が親だった」と言っておられます。私はこの先生の言に示唆を得て、近世農民の意識から家父長制が元来は家族統率者としての父親の権威を根幹にして形成されたものと推究し、それから分化して父権・夫権及び主人権による家族統制という形に転化したのが近世農民家族の当主の家長権だという結論に達したわけです。

鎌田先生は、当主と隠居の関係についての私の見方も否認され、隠居も当主の統制に服して家政に関与しなかつたと主張されます。しかし、武士家族には認められなかつたことですが、農民家族では隠居が当主を勘当したり離縁したりしています。私はこうした隠居の行為を旧説で当主の親として行つたものと解したのを、改訂版では後見人としての立場から行つたと改めまして、当主の家長権が隠居の後見権によつて制約されたと言つたんです。

ところが、先生は隠居による制約があつたというなら当主家父長制だったとは言えないんじやないかとおっしゃいます。家

父長制といつても家長権が無制約だったわけではありません。

家族もみんな一緒に働いて家業を支えており、そういう家族に

対する当主の家長権行使は抑制的でした。そして何よりも当主

には先祖伝来の「家」を維持継続する責任があり、当主は「家」を守る立場に拘束されてその家長権の行使を制約されました。当主の家長権がこういった面で制約された姿が近世農民家族の家父長制だったと私は考えます。

鎌田先生は領主権力が当主権を育成したことによって家父長制を確立したとも言われています。石井紫郎先生が家父長制は自然発生的で領主権力によって家長の家族支配権を人為的に作り出したものは家父長制でないと断じられていますが、私は人為的に作られた家長制も、本来的な家父長制ではないが、家父長制と見てよからうと思っています。

缔まり義務を負わることによって自生的な当主の家長権の家族統制機能を行政上・治安上の目的に利用したものと考えられます。

要約しますと、近世農民家族の当主は家の対外的代表者であり且つ家族統率者として家長権を有し、その家内統制権は家父と家族の権威・恭順関係に基づいて形成された自然発生的な家父長権から転化して父権・夫権・主人権に分化した形態の家長権であり、その当主の家長権行使が全家族の協同関係と「家の維持継続の要請によって制約されたというのが、私の当主家父長制説です。お分かりいただけただでしょうか。

——小休止——

牧田 東北地方の同族については東北大で勉強され有賀喜左衛門先生の本などを読まれてご存知だったと思いますが、関西の農村の同族についても、村方文書で確かめる以前にすでに生まれ故郷の滋賀県の村を見ることがある程度のイメージを持たれて、本家支配型と本分家仲間型という類型の別を想定されていましたのではありませんか。

大竹 そう言われてみるとそうかもしれません。私の故郷の村は、江戸時代から現在まで戸数が五〇乃至六〇ぐらいで大きな基づく家族支配権からの転化で、領主権力によって育成されたものでないことに特徴があり、領主権力は当主に対し家内取り

変化もなく、一戸当たりの所有田畠が平均二町歩前後、米の単作ですが大部分が持高に大差もなく、宝暦頃から一時村の功劳者の家が庄屋を続けましたが、その後は輪番制になつていまして、典型的な講組型村落でした。こういう村ですから、私の家も幾つかの家に分かれたのですが、本家と言つても名目だけで、村における本分家の地位には差などなかつたようです。東北では同族が一般に主従的な本分家だというけれども、関西には私の村と同じように本家支配的でない同族もあつたのではないか、地域差や村落構造の違いが同族の在り方に関係したのではないと、薄々感じてはいましたね。

牧田 関西では商品経済が発達していて、家の分割と家の興亡が多く見られます。社会変動が激しかったんでしあうが、家格制と関連したと思われますか。

大竹 関西では近世前期に商業的農業を取り入れた村が多かつたんですが、多くの村では寛文～元禄間に階層分化が最も激しくなります。実力者だった上農層のなかに経営に失敗して転落する者が出てくる、その一方において下層農民で経営に成功して上位に進出してくる者がある。

こうした階層分化が起こつてると、支配階層の間に村の階層的秩序が崩れて自分らの優越的な地位・権益の保持が危うく

なるという危機意識を生じ、そういう事態に立ち至つたとき、支配階層が既得の地位・権益を守るために既成の村落秩序の維持・固定を計つて家の由緒を強調し、家格により家々の序列を定めた家格制の成立した可能性がある。私が言つたのはそういうことです。ただし、家格制の存在しなかつた村もありまして、総ての村に家格制が存在したということではありません。

牧田 地域によっては長子相続制でない相続慣行もあります。それについてはどうお考えですか。

大竹 幕府法は筋目主義で、嫡長男子相続を原則としました。農民の家相続の実態は長男の優先相続です。けれども、筋目による相続序列が決まつっていたわけではありません。他子より早く農事に習熟した長男を家督相続人にするのが普通でしたが、長男に経営能力がなければ、他子を相続人に立てています。

関東や東北には、実子の男子がいてもその姉に婿養子を迎えて婿に家を継がせる姉家督慣行のあつたことが知られています。実子よりも直ぐに間に合う婿養子を取つて家を継がせる方が家業継続に都合が良かつたんですね。農民における家相続人決定には、筋目主義よりも農業経営能力を重視したと考えて好いでしょう。

牧田 そうなると、領主法はそれほど徹底されなかつたという

ことでしょうか。

大竹 そう言えますね。農民の家相続に関する領主法と慣習が長男相続という線で繋がっているように見えますが、相続人決定の原理が違います。しかし、領主法も実際には被相続人の意思を尊重して、筋目違いでも家業担当能力のある者を相続人に立てるなどを容認していまして、そこにエールリッヒの言う法規と現実的な法規範^ハ生ける法との関係を見るることができます。

領主法を徹底しえなかつたということは、領主法に農民の実生活を支配した生ける法から乖離するところがあつたからだと考えられます。

牧田 現実に機能しなくとも形の上では法規として存在した領主法を、領主権力はどうに扱つたんでしょう。

大竹 幕府の法令には現実に機能しなくなつた死法でも明示的に廃止したものは滅多にありません。法令改正後に旧法令がまた頭を出してくる。將軍の代替わりのとき、例えば吉宗が將軍になつた当初には最早通用しなくなつていたはずの法令が幾つか公布されています。本当に古法を復活したのか疑問です。寛永年間に出来られた田畠永代売買禁止令が守られなかつことは幕府にも分かっていましたが、死法と知つていながら御定書編纂のときこれを存続させています。農民が土地を手放すことを

多少は抑止する心理的効果を考えたのでしょうかが、実際に効果があつたとは思えません。

藤原 家相続の場合、前の当主が自力で取得した財産は分割してもよかつたんですか。

大竹 そうなんですね。慣習も制定法も伝來の家産である家屋敷田畠以外の財産を家督相続人以外の諸子に分与することを認めています。

山田 財産を次の当主に譲る場合は、自動的だつたんですね。
大竹 生前相続の場合は譲り状を作成し、死因相続の場合も譲り状もしくは遺言状によつたのが通例です。

山田 隠居に伴う家督相続の場合には、前当主所有の財産は当然に新当主に帰属したのではありませんか。

藤原 それ、明治八年の家督相続と遺贈の場合の地所の所有権に関する布告のことですね。

大竹 江戸時代には、生前相続の場合、前当主からの譲り状によって家産が新当主に承継されたのですが、必ずしも前当主所有の全地所が新当主に移転したわけでないことは今申したとおりです。生前相続の大抵の場合に、隠居分も設定しています。隠居分については、隠居死亡のとき誰々に譲渡すると予め決めたり、もしくは遺言で決めたのが普通でして、隠居が死亡すれば

ば即その決めたところに従つて被譲渡者に所有権が移転したんです。死因相続の場合も譲り状・遺言状があれば、それに従つたんですが、前当主が譲り状・遺言状を作成せずに死亡したときは前当主所有の財産が当然に新当主に移転したと解されますし、隠居分も隠居がその処分について何も決めずに無遺言で死亡したときは当然に当主に帰属したと解されます。

明治八年の布告の規定は、生前相続により前当主が家督相続人に譲渡した地所は、譲り状があつても、地券書換えをしなければその所有権は相続人に移転しないが、死因相続の場合には、遺贈分を除く前当主所有の地所の所有権が、地券を書換えなくとも家督相続人に移転するものとしました。

隠居の死亡による隠居分の帰属については、同一三年の内務省指令が遺産相続として分配の遺証があればそれに従い、遺証がなければ全部を当主の所有に帰するものとしています。江戸

時代の農民の慣習を引き継いでいるようですが、地所を名請人の個人所有として、当主名請の地所も当主個人の所有とした点に大きな違いがあります。

山田 家父長權の問題ですが、当主が隠居に勘當されたりすることを、先生の後の見解では当主の家父長權を認めた上で、隠居が当主を後見する立場にあつたとされますけれど、それは家

父長權の一部としての後見なのか、親權の一部としての後見なのか、どちらなんですか。

大竹 家父長權の一部としての後見という意味がよく分かりませんが、ご質問の趣旨は隠居の後見権についての改訂版での私の説明が曖昧で、親としての後見だとした旧説と変わらないのではないかということなんでしょう。大竹の言う隠居の後見権も親權の一種だ、と社会学の藤井勝先生も言われますが、私は、隠居の後見権を親權そのものとは考えません。隠居には前当主であるということにより、当主の「家」を守る責務の遂行を助け「家」の存立を危うくする当主を追放しうる自然後見人としての機能があり、この隠居の後見権は「家」を守るために行使されるべきものであつて、親と子の個人的な関係における親權の行使と同視できないというのが、私の見解です。

藤原 隠居の後見権の依つてきたところは、父と子の自然的な関係だと見られるのではないんですか。

大竹 庶民家族の場合、幼少当主や女当主には後見人を立てて人別帳の当主名の脇に「何某代判」と記載します。隠居にはこういう手続きを取りません。このことから隠居は自然後見人だと解したのですが、これを単純に父と子の関係によつたものと言ふわけにはいきません。例えば養子当主が養父の死後に実父

を引き取った場合に、その実父には後見権が無いんです。後見

権が認められたのは、前当主である隠居だったということです。

藤原 当主の家長権と隠居の機能は対立するわけでしょうか。

大竹 対立とは言えません。隠居の後見は当主の家長権を補完するものですから。しかしですね、隠居は親でも当主の家長権を侵害することは許されませんから、その点では隠居の親権が当主権によつても制約されますし、当主の行為が家のためにならないときは隠居がそれを正し改めさせなければなりませんから、その点では当主の家長権行使が隠居の後見権によつて制約されることになります。

山田 家父長権とそれから分化した親権は同じものですか。

大竹 家族を包括的に統制する家父長権が早くに父権・夫権及び主人権に分化し、わが国の近世農民家族がこの形態だったことは前に申しましたが、家長たる当主の家内統制権は家族に対する当主の父権・夫権・主人権を離れては機能しなかつた。そういう家長権を制約した隠居の後見権は「家」のためのもので、当主と隠居以外の家長における親の子に対する親権は個人的なものだつたと考えます。

藤原 鎌田先生は隠居が当主権を掣肘できたのは「家」を継続しなければいけないという伝統によるものだと説明されていま

すが。

大竹 家父長制を支えたのは家父長権を伝統的なものと信じる、伝統に対するピエテートだとウエーバーが言つているのを、鎌田先生は「家」の伝統に対するピエテートだと言わていまして、「伝統」についての先生の理解には問題がありますが、隠居の後見権による当主権の制約が「家」を守るためにあったことは間違ひありません。

山田 父親だから子の権力を押さえたり奪つたりできるという発想が古代の院政や中世の大御所政治を出現させて一つの流れを作つて来たのではないかと思うのですが、近世だけの話なのでしょうか。

大竹 そういう見方もできますね。中世の封建的主従関係は主君が臣従する武家にその所領の知行を安堵することによつて成立した主君と家臣の人格的な支配服従関係として、家臣の子が父親から所領を譲渡されて子が主君からその所領の安堵を受けると主君と子の間に主従関係が成立します。しかし、鎌倉時代には、父が子に譲渡した所領を主君が安堵した後でも父は子を義絶し、その譲渡を取り消す悔返権を行使できました。主従関係よりも親子関係における父親の権威が重んじられたわけで、これもおっしゃる流れと見ることができるでしょう。ところが、

室町時代になると、父が子に家督を譲つて隠居する慣行が生まれてきて、父が子を義絶して子に譲渡した所領を悔返すことが

領主権力により禁じられます。隠居の悔返権を認めれば主従関係を損なうからです。農民家族に関しては、領主権力によるこのような隠居に対する規制はありません。このあたりから武家家族と農民家族の家父長制に差違を生じて来たんじゃないでしょうかね。

五 藩 法 研 究

岩野 戦後早くに藩法研究を始められたとお聞きしていますが。

英夫両先生、次いで鎌田浩先生に入会していただきました。

〈成果〉

藩法の史料調査と研究の分担を決めて活動を開始しまして、その成果が第一期『藩法集』の岡山藩上下・鳥取藩・徳島藩・金沢藩・諸藩と第二期の続金沢藩・熊本藩・鹿児島藩上下・盛岡藩・久留米藩・続諸藩の全一三卷の公刊です。その間に会員連れだって弘前・秋田・米沢・金沢・彦根・岡山・山口・佐賀・熊本・鹿児島などに史料調査の旅に出かけました。現地で史料を手に取って意見を交わして一寸したゼミナール気分になつたことを今も思い出します。

〈分担〉

藩法研究会

〈当初の会員〉

大竹 そうです。昭和二九年に、石井良助先生の主唱によつて藩法研究会が結成されました。戦前に三浦周行先生の紹介された藩法史料を牧健一先生主宰の京都帝国大学法学部日本法制史研究室が『近世藩法史料集成』として公刊されましたが、私はその志を継いで研究会を結成したわけです。結成当初の会員は、石井先生以下、谷口澄夫・前田正治・服藤弘司・平松義郎の諸先生と私、六人だつたんです。直ぐ後に原口虎雄・石塚

私の分担は四国諸藩の史料調査と研究でした。昭和三一年の夏に塙浩先生と一緒に四国一周の史料探訪の旅をしています。暑いさなかに毎日フィルム七、八十本ずつ文書を接写するという作業は苛酷な肉体労働以外の何ものでもありませんでしたが、苦労した割りに成果は余りありませんでした。藩法関係の史料がほとんどなく、あつても断片的なものでした。徳島県立図書館で徳島藩の藩政史料が纏めて文部省史料館に収蔵されていることを知りました。そこで、この旅から帰つたあと早速に史料館の研究員の畏友安沢秀一先生に頼んで同館所蔵の徳島藩政史

料を閲覧させていただき、天保年間に同藩が編集した『元居書抜』を接写できました。

私が編集を担当した『藩法集——徳島藩』は、この『元居書抜』の翻刻です。フィルムからコピーを取るのがまだできなかつた頃でしたので、原稿に起こすまでが一苦労でした。原稿に起こしてから文章の続きがないがおかしいことに気づいて、あわてて史料館に駆けつけて原本を調べたところ、曝干のさい錯簡したことが分かってほつとしました。このときの翻刻作業で史料の解説の難しさを改めて知られ、大変勉強になりました。

昭和三二年に『神戸法学雑誌』に発表した「武士相続に関する藩法資料——宇和島藩」と同三六年に同誌に発表した「農地の移動に関する領主法規制——阿波藩農民統治法研究の一齣」は研究会における私の分担課題の研究報告であります。前者は宇和島藩の武士相続法について幕府法及び母藩の仙台藩法との比較によってその特色を明らかにし、後者は徳島藩における田畠の売買・質入れに対する法規制の特色を幕府法との比較によって明らかにしたもので。服藤先生が戦後早くから金沢藩法の研究を精力的に進めて成果を挙げられていますが、近世法史研究は幕府法に偏りがちでまだまだ藩法に目が届いていません。

いません。私は研究会に入れていたので瑣末な仕事しかできませんが、それでも藩法研究の必要をいつそう強く感じました。

私たちの藩法研究会は第二期『藩法集』の刊行をもって一応任務を終了したとして解散しましたが、本研究会が藩法研究の推進に大きな役割を演じたものと私は確信しています。最近は藩法研究への関心が高まっていますね。京都大学日本法史研究会が『藩法史料集成』を公刊され、東北大学の吉田正志先生を代表者とする藩法史料叢書刊行会が史料の翻刻に着手され、平成五年に鎌田先生を中心に二十数名の研究者が結成された新しい藩法研究会が発足しており、私たちの研究会の薛いた種が花を咲かせつつあり、私は藩法研究の今後の発展に大きな期待を持っています。

——小休止——

牧田 藩法研究会ではどういうところに目を付けて調査計画を立てられたのですか。

大竹 いや、そんなに綿密な計画を立ててやったというわけではありません。会員で話し合って自分はどことこの藩をやりましょうと各自に調査対象の藩を選んで、それじゃそういうこ

とでと分担が決まり、後は自由にやって下さいと。岡山藩のようにどんな史料があるか大体分かっていたものもありますが、

予め得た情報によつて現地に行つて調べてみると、空振りになることもあります。予想外に良い史料が見つかつたりもします。史料採訪の旅は宝探しの気分でわくわくしました。創文社のピーアール誌の『創文』に平松先生が七回続けて藩法史料採訪の旅のことを書いておられますね。あれは是非読んでもらいたい。参考になります。

山田 「列藩巡歴」ですね。

大竹 そうそう。藩政史料は大抵旧藩所在地の図書館・資料館・博物館や県厅・市厅あるいは保存会で保管していますが、史料目録をきっちり作つていなかつたところが少なくあります。私たちの研究会が出した『藩法集』に載せたのは基本史料だけで、あれだけでは藩法研究はできません。藩法研究には立法資料や判例や役人の記録などの細かい資料も必要です。目録が整つていないとそういう資料を搜すことが難しい。史料の保管機関で正確かつ出来るだけ詳細な目録を作成することが必要であり、その目録作りに協力するのも研究者の仕事でしょう。

ドイツでは各州が予算を組んで大学にそれぞれの州関係の史料の蒐集調査を任せ、大学が集めた史料のクリティーケをやって

公認の史料集を刊行することになつてゐるそうです。日本もそ
うあつて欲しいものです。

六 西ドイツへの留学

岩野 海外留学のことをお聞かせいただけるでしょうか。現在とは違つて、行くだけでも大変だった時代ですから、私たちの知らないご苦労もおありだつたと思います。いかがでしょうか。

一瞬の感動

〈コペンハーゲン、ハンブルク〉

大竹 昭和三六年に大学の評議員に任せられましたが、翌年の任期途中で西ドイツに留学することになりました。当時は六〇年安保改定反対運動で学内が揺れて評議会がその対応に追われていて、留学の順番が回ってきた時、こんなときに留学して好いものか躊躇しましたが学問優先と割り切つて留学を選んでいました。出発のとき伊丹空港で同僚の先生方や学生諸君が万歳三唱で送つてくれました。今から思うと、大時代的で隔世の感があります。アンカレッジ経由でコペンハーゲンに着陸。航空機がコペンハーゲンの上空を旋回したときに見た下界は道路に散り敷く紅の枯葉と瀟洒な建物が朝日に照り映えて得も言わ

れぬ美しい風景を描いていました。「ああ！ ヨーロッパに来たんだ」と一瞬の感動に酔い痴れました。

二日後、ハンブルグに飛んで空港に着きましたと、僚友の商法の河本一郎先生と大阪大学の刑法の滝川春雄先生が出迎えてくれ、早速その日から両先生に市内を引き回されてドイツの下情に触れ、留学心得の裏表を教えていただけました。

〈西ベルリン〉

次に寄り道したところが西ベルリンです。ホテルのチエックインを済ませて粉雪の舞うなか近くのクーアフェルステンダム広場に行つてみました。第二次大戦で破壊されたカールヴィルヘルム記念教会の残骸が黒っぽく墨絵のように浮かび上がり、「アインマール！ アインマール！」と呼びかけるトトカルチヨ売りの少女の声が冷たい空気を引き裂いていました。

その翌日、観光バスで東ベルリンに行きました。フリードリッヒストラーセの境で検問を受けて向こう側に入ります。行く先々の街角に立っている緑色の制服を着た兵士がバスの通るたびにどこかに連絡しているようでした。ウンター・デン・リンドンのフンボルト大学や大通りに面した官庁の建物とかソ連戦勝記念広場などは立派ですが、街は人影も疎らでひっそりしています。

帰りは東西を隔てる壁の西側を、壁に沿つて徐行しました。

壁の所々に花輪が飾られています。東から西に壁を越えて脱走しようとして射殺された人びとの墓標です。終着点のティアガルテンではすっかり夜になつていましたが、街には街灯と商店のショーウィンドーの照明の光が溢れ、そぞろ歩きの人びとが遅くまで絶えません。ショーウィンドーには数々の高級商品を飾っています。西ベルリンが東独に対し西独の繁栄を誇示するショーウィンドーだつたんです。ベルリンから飛んで最終目的地のミュンヘンに着いたのは日本を発つてから十日後で、もう全く冬でした。

〈ミュンヘン大学法史ゼミ〉

ホテルに着くと、私が「指導願うミュンヘン大学の法史のヘルマン・クラウゼ教授からの「明日研究室に来てくれ」との伝言がありまして、翌日大学に行きました。すると、直ぐゼミナールに引っ張り出されて学生諸君に紹介され、三〇名ちかい学生が机を叩いて歓迎してくれました。

ゼミナールでは、一一世紀の修道院文書の解読と同じ時代の刑法をテーマとした報告を隔週にやることで、この日は修道院文書の解説でした。学生の一人がラテン語の原文を現代語に訳して質問に答え、教授が解説を加えるというやり方です。

テキストがラテン語であるうえ学生が早口で私にはほとんど理解できない。次の週のゼミナールでは、学生が上級裁判権と下級裁判権の区別を前置きにしてガウの刑事裁判について報告したんですが、報告も質疑応答も私には分からことが多い。

私のドイツ語の力ではついて行けそうにないと思い知られました。

学生は積極的に発言し、日本の学生より随分意欲的だと感じました。ゼミの学生に「なかなか活発だね」と誉めたところ、「いや、ラテン語はみんな苦手なんですよ。ゼミの前日ぐらいにラテン語の得意な女子学生に訳してもらつてそれを喋るだけなんです。活発に発言するのも教授の印象を良くするためです。成績に関係しますからね」と笑って言うんです。どこの学生も変わらないもんだと妙に納得したものです。

〈研究計画〉

大学に通い出してから下宿探しもしなければならずクラウゼ教授と研究計画の相談をする時間もないままに一ヶ月ほど経つ

た頃、思いがけず西洋法史の久保正幡先生から「今、ミュンヘン中央駅前のホテルに居る。会いたい」と研究室に伝言があり、早速先生を訪ねました。先生との話題は主に大学改組の問題でしたが、留学生活について先生から貴重な助言をいただきまし

た。「たった一年足らずの留学で成果を得ようと無理する必要はないよ。自分のペースでやりたいことだけやつたら宜しい。できるだけドイツ人社会に溶け込んで留学生活を楽しみなさい」と。

それで先生のこの助言に従つて考えた今後の留学生活のスケジュールをクラウゼ教授に話しました。私の立てた方針は、第一がゲーテインスティチュートに三ヶ月ほど行つてドイツ語を勉強し直してくる、第二が研究室には週に三～四日出て週末は中世都市の残つている町などへの小旅行に当てる、第三が今後の私の日本法史研究の対象を近世の債権法にするつもりだからそれとの関連でドイツの中世債権法の研究について教授に指導を仰ぐ、第四がドイツ私法史研究の動向について私と教授マニツーマンで意見を交わしたい、という身勝手なものだったのですが、教授は快く了承されました。そのとき教授から夏休みに入る前の最後のゼミナールの時間に日本の裁判史について話をして欲しいと求められて、それを承知しました。

〈ゲーテインスティチュート〉

ゲーテインスティチュートの語学研修は、ブラウボイレンと/or/いう小さな田舎町でやりました。ダイレクトメソッドによる集中的な学習の効果で私の語学力も少しは上がったと思いま

す。地元の方から親切にしていただき、すっかり親日家になつて日本人留学生の世話を惜しまれなかつたご夫婦もいらっしゃいます。いろんな国からの留学生とも知り合えました。スペインの牧師さん、ギリシャの大尉の息子や女医さん、イスラエルの貿易商の娘さん、インドの技師、インドネシアの将校など。留学生同士の気安さで、それぞれの国の政治問題や経済問題について率直な意見を聞くことができ、内幕の話も聞けて、勉強になりました。

インスティチュートでの私の最終報告では、日本の婦人運動史について述べました。かねてイスラエルの娘さんから「イスラエルは永世中立国で直接民主制の国だ」というので進んだ国だと思われるかもしぬいけれど、女性の社会的地位が極めて低い。女性が公務員になれるのは例外で、女性差別がひどい。日本はどうなのが聞かせて欲しい」と言っていたことが頭にあつたからです。最近日本ではお杓文字を先頭にした主婦たちの街頭デモによる政府の物価政策に対する抗議運動が展開されていて、これは一九一八年（大正七年）の米騒動の現代版であり、家庭の主婦が生活防衛の闘いに立ち上がつたことは婦人の政治的発言力を増大し、将来の展望として主婦と婦人労働者との連帯が社会改革の大きな力になるだろう。そんなことを話したんです。日

本のことには無関心だったクラスの連中も「日本は遅れた国だ」と想像していたが、意外だな」と少し日本に興味を持つたようでした。

〈クラウゼ教授と法史研究室〉

ミュンヘンに帰つてからは予定どおり最近のドイツ債権法史の主要な論文を読み、クラウゼ教授との対談でドイツの私法史研究の動向をある程度把握できました。帰国後に『神戸法学雑誌』に発表した「西独における私法史研究の動向」は、その報告です。教授と約束したゼミでの報告は、江戸時代の裁判手続の話をしました。帰国後これも „DAS GERICHTLICHE VERFAHREN IN DER EDOZEIT IN JAPAN“: KOBE UNIVERSITY LAW REVIEW, 4として発表しました。

クラウゼ教授の意見を伺つて分かったこともあります。ヨーロッパ法史の構想に對して、クラウゼ教授は冷淡でした。しかし、ロマニステンとゲルマニステンの対立を克服する動きが出てきていたことは確かです。オットー・ブルンナーが一九五六年に書いた論文で、人間社会の内部構造の解明には精神的・政治的・国家的因素など考へる要素全てを考慮すべきだ、國制史も総合的社会史だと言いましたが、これが既に常識になつていて、世良先生が

「法史学は歴史学だ」と言わたるもの」の意味だと思い当たりました。

それから、ミュンヘン大学の法史研究室の正式名称は、INSTITUT FÜR BAYERISCHE UND DEUTSCHE RECHTSGESCHICHTEでありまして、バイエルン法史の看板も上げています。前に申しましたように、大学がバイエルン州の法制史料の蒐集・調査・整理を担当したからです。この史料を利用できる段階が来れば、ドイツ法史研究が一段と前進することは間違いないでしょう。

〈異文化体験〉

学問以外にも色々体験して、文化ショックというほど大袈裟ではありませんが、習慣とか国民性の違いを知り、考えさせられたことが少なくありません。買い物をするとき、選んだ品物を「これ下さい」と注文してからまた品物を物色して、「あれも下さい」「これも頼みます」と細切れに注文する客が日本人には多く見受けられますが、ドイツの店ではこういうお客様を嫌がります。欲しい品物を「これ、これ、これ」と全部ひとまとめに注文するのがドイツ流です。

議論の仕方もそうです。相手が話している最中に「ああ、それは」と口を挟んで話の腰を折る人が日本人には多いんですが、

ドイツ流は一人が序論から結論まで自分の意見を述べて、それが終わると自分が自分の意見を一気に述べるというやり方です。相手の話の途中に口を入れることに相手を混乱させる効果があるかもしれません、それはフェアでなく議論をざくしゃくさせるばかりでしょう。

ある日、街を歩いて交差点にさし掛かると「フォアジヒト！ フォアジヒト！」と後ろから声を張り上げて近寄ってきた年配のドイツ人が、「危ないじゃないか」と注意してくれました。なぜ注意されたか訳が分からなかつたんですが、「車が走つてきた方向と逆の方を見て道路を渡ろうとしたらう。車に撥ねられるんじゃないかと思ったよ」と言われて、無意識に日本の習慣でやつた動作が危険に見えたことに気づきました。彼はこうも言いました。「あんたもそうだが、ドイツに来ている日本人はみんなハイムベーなのか、悲しそうな顔をしてるね」と。

あるドイツ人からは、「日本人には、色が無い。無表情で自分の意見をはつきり言わない。それじゃ何を考えているのか分からない」とも言されました。またあるドイツ人からは、「日本本のインテリは少しおかしいんじゃないか。自分は無宗教だと言う者が多いけど、ドイツ人は信仰を持たない者を信用しない。日本は駄目だと卑下する日本人も多いけど、ドイツ人がそれを

聞けば日本の印象を悪くするだけだ」と忠告されました。日本人はもつと堂々と胸を張つて自分を主張するべきです。外国人に迎合したり妙に謙遜することは無用です。

ドイツ人の合理的で割り切ったものの考え方は美事です。知人が自動車事故で病院に運び込まれて手術を受け、担当医師が私に「手術は上手くいったけどまだ安心はできない。明日になつてみなければ」と言つたので、明朝早く病院に行つて知人の容体がどうか担当医師に聞いてくれと看護婦に頼んだところ、「ドクターはバカנסでイタリヤに行きましたよ」と言うんです。「ドクターはバカンスでイタリヤに行きましたよ」と言つたから容体もはつきりしない患者を放つた。手術したばかりでまだ容体もはつきりしない患者を放つたらかして遊びに行つてしまふ医師の無神経ぶりに腹が立つたもんですからつい抗議がましいことを言うと、別の医師が出てきて「彼はバカンスだ。私が代わつて患者を診るんだから問題ない」と突っ放されました。

中心街の一番車の混み合う交差点でこんなこともありました。シグナルがまだ青なのに一人の若者が飛び出しますと、それにつられて老婆がよろよろと車道に出ました。すると、すかさず交通巡査が老婆を呼び止めて罰金だと告げました。それに対し老婆が「私の前に飛び出した若者を見逃して、どうして私だけ捕まるんだ」と食つて掛かつたんですが、巡査が言いました。

「私が見たのはお前だ」。

近所の三叉路で車の接触事故を目撃したときも、おかしなことがありました。この三叉路は車の事故の多い所で日中は交通巡査が整理に当つていまして、そのときも交通巡査が立っています。接触した車から出てきたドライバーが口論を始める。ドイツ人は道でちょっと袖が触れあつただけでもすぐ「エントシュルディングング！」と謝るのに、こういう事故の場合は自分の非を認めるような謝罪の言葉を絶対口にしない。ドライバーが口論のあげく矛先を巡査に向けて、「大体お前が何も指示しなかつたからこんなことになつたんだ。お前の責任だ」と詰め寄つたのに対して、巡査は「私は非番だ。たまたまここに居ただけだよ」と肩をすぼめただけです。

私の行きつけの食堂の親爺もなかなかのもんでしたね。親爺はいつも、食事を済ませて帰ろうとする私に愛想よく握手を求めて「どう、旨かつたかい」と声をかけ、私が「ああ大変旨かつた。じゃあ又」とそれに応じる。これが決まつた挨拶ですが、ある日、親爺がいつものように「旨かつたかい」と言うのに私が茶目っ氣を出して「旨くない。塩辛いよ」とやつたら、親爺の言うには「お前の体の調子が悪いんだろう」。負けまし

た。

〈下宿生活〉

外国生活は不案内なことが多くて難儀します。でも、ドイツ人は案外単純で、その気質や行動様式が分かってくると、生活はそれほど難しくありません。私は意外に早くドイツの生活に馴染むことができました。下宿はアルトスタッフの市場に面した所でした。このあたりはペーター教会区の昔ながらの下町で

して、日本の下町と同じように、住民が気さくで飾り気がなく人懐っこくてすぐ私を受け入れてくれました。ミュンヘンの伝統的な祭は下宿の建物の中庭に集まつたこの地区の住民の奏する音楽で始まります。音楽で目を覚まして顔を出すと「今日は何々の祭でどこどこを巡行する。お前も来いよ」と何度も誘われました。ミュンヘン市民が日夜踊り狂う謝肉祭 FASCHING も市場の広場に集まつてきた老若男女のダンスで幕が下りるんです。市場の人たちとは近隣の誼みで、相談に乗つたりしたところあり、通りがかりに「プロフェッサー、これ持つていかな」と花を呉れたりもしました。近所の人たちのリクリエーションのためのいろんなクラブがありまして、私もカウボーキューブに入れてもらいました。週末に食べ物や飲物を持ち寄つて会館に集合。会館はイザール河上流近くにあり、会員の協働

によって建てたものです。馬場もあります。庭にテントを張つてインディアンの装束をした会員が祭りの踊りを披露したり、馬を走らせたり、縄投げしたり、バンドの演奏でカントリーソングを歌つたりダンスしたりして、一日愉快に過ごすんです。留学生生活も結構楽しく送ることができました。

——小休止——

山田 ゼミナールで話された江戸時代の裁判について、学生からどんな質問がありましたか。

大竹 学生たちが興味を示したのは「内済」ですね。質問はそれに集中しました。内済が刑事事件にも認められたのか、裁判のどの段階でやつたのか、実際に効果があつたのか。

牧田 ドイツにはこういう紛争解決方法がなかつたんですか。大竹 裁判上の和解はあつたんじゃないですか。日本の内済は、私的な紛争解決方法としても行われたし、例えば利付金銭貸借の金公事は訴訟繫属以前に行なうことが命じられだし、一般に訴訟繫属以後判決申し渡しまでの間ならば何時でもできました。

裁判上の内済は第三者を扱人に立てて和談の仲介をさせたのが通例として、裁判上の和解と違い調停に近い。話し合いが順調に進まないと、役人が当事者に手錠や入牢を申し付けたりする。

こういう強制的なやり方はドイツには見られません。

山田 「御理解申し付ける」というわけですね。

岩野 放送大学の教科書『法の歴史と思想』の中で、石部雅亮先生がドイツの帝室裁判所の訴訟の多くが和解によって処理されていてことに言及されていますし、一橋大学の山内進さんが「同意は法律に、和解は判決に勝る」（歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史』青木書店、二〇〇〇年所収）という大変に面白い論文を書いておられて、その中で、中世ヨーロッパにおける紛争の処理形態としての和解の重要性を指摘されています。

七 大学紛争以後の曲折

岩野 一九六〇年代は安保問題で大学が大荒れした時期ですし、先生が留学から帰られて間もなくいわゆる大学紛争も起つています。大学の機能が停止して研究にも大変な支障が出たと伺っています。先生のお仕事にも影響があつたことだと思いますが、大学紛争当時やそれ以後のこと、先生のご研究などについてお話しいただけますか。

私が留学から帰った後の昭和三七～三八年頃は、日本の学者の間で近代化の概念・近代化研究の課題及び方法をめぐる激しい論争を開いたときでして、私も大いに刺激されました。私の考えでは、近代化は資本主義体制へ向かう道も社会主義体制

大竹 大学紛争でも多かれ少なかれ研究を妨げられましたが、私の場合は紛争後遺症と言うように進めることができなくなりました。

ご承知でしょうが、昭和三五年にエール大学のジョン・ホール教授の提唱で日本近代化研究の方法論について日米の人文科学・社会科学の研究者が合同討議をやってますね。いわゆる

「箱根会議」です。アメリカの学者が資本主義社会と社会主義社会に共通の近代化の標識を「産業化」として日本の近代化が前近代社会の遺産を利用することによって成功したと説くのに

対して、日本の学者は資本主義化は近代化で社会主義化は現代化として区別すべきであり、前近代社会の伝統的要素は近代化

を妨げた要因だったとし、アメリカの近代化論は新植民地主義の理論だと反駁しまして、議論が噛み合わなかつたんですが、この会議により、わが国に近代化研究への関心が急速に高まつてきました。

〈土地法近代化の研究〉

地租改正研究

〈近代化をめぐる論争〉

に向かう道もある産業化の進行過程であり、わが国の場合は西欧先進国をモデルとした資本主義体制指向の近代化だったと理解して好いんじやないか。そう考えまして、留学前に仕残していた質地法及び小作法を主とした土地法史研究を明治期まで広げて土地所有関係の面から近代化の基礎過程を解明することに方針を立直して研究作業に取り掛かりました。

ところが、たまたま母校の八高の大先輩である真野毅弁護士から仙台仏教会と仙台市との寺院境内墓地の所有権をめぐる訴訟事件について鑑定意見を出してくれと頼まれました。この問題の解決の鍵は、明治初年の地租改正処分にあります。私は土地法史研究のため地租改正関係資料に一応目を通したところでしたので、真野さんの依頼に応じることにしました。これが、社寺地の地租改正処分に関する研究に手を染めるに至ったきっかけです。昭和四二年に鑑定意見書を仙台地方裁判所に提出しました。私の意見は、問題の寺院境内墓地の所有権が寺にも市にもなくて「檀家共有」だというものです。

〈大学紛争〉

この意見書作成のために一時中断していた土地法史研究を意見書提出のあと直ぐ始めようとしたとき、あの大学紛争です。

昭和四三年に、学長からのたつての要請で学生部長を引き受け、

紛争の始めから終わりまで二年間その職に縛られました。神戸大学は珍しくほとんどのセクトが頭を揃え、京都大学と並ぶ関西の学生運動の拠点とされ、各セクトの学内主導権争いから全共闘運動へと展開してゆき、私はその対応に追われました。当時の私にはまだ体力に自信があり向こう意氣が強かつたものですから、活動家に負けるもんかと徹夜団交も辞さない。封鎖のバリケードのなかに入つていって、「封鎖を直ぐ解除せよ」と強談判もする。そういうして何とか大学正常化に漕ぎつけたんです。ですが、学生運動の風化した今では、大学紛争の当時を思い出すことさえ虚しい気がします。活動家たちと張り合つたことも年寄りの冷水だったと言うほかありません。その間、小編の論文や雑文は書いていますが眞面目な研究はもちろんできません。

〈研究生活への復帰〉

紛争を収束して学生部長の任から解放された昭和四六年に、ようやく平常の研究生活に戻れました。それで、早速、仙台地方裁判所に以前に出した鑑定意見書を元に論文を書いて高橋幸八郎先生編集の『日本近代化研究』上巻に発表しました。それが、「近代的土地位所有権の形成——明治初期における社寺地処分の観察を通じて——」です。

従来の地租改正研究は農地を主たる対象としており、江戸時

代以来の田畠の高請人に所有権を認めることを原則とした確認処分だったというのが通説になっています。しかし、社寺地の所有権帰属決定の基準は農地の場合と必ずしも同じだったとは言えません。江戸時代には大抵の寺地が免税特権を持っていて寺の所有地と觀念されていましたが、明治初年の地租改正のさいの官民有区別処分で、免税特権を持つていた寺地を現境内と墓地に分けて区画して、現境内と墓地を別々に異種の官有地に編入すると一旦決めたのを改めて、現境内は官有地に、墓地は「檀家共有」の民有地に編入することに決定していました、旧来の地主の所有権を確認する処分だったわけではなかつたんです。

仙台の裁判所に意見書を出してから、社寺地の所有権に関して地方自治体や弁護士の方からの相談が多くなりました。昭和五一年に、東京都の依頼で、上野公園内の彰義隊墓地の所有権を争った事件に意見書を出しています。翌年この意見書を元にして書いた論文「明治初年における寺領地処分——上野山内の処分をめぐって——」を手塚豊先生退職記念論文集に発表しました。

かねがね石井良助先生から、「研究が大事だと思うなら学生部長を早く辞めなさい」と忠告されていたんですが、退くに退かれずこの体たらくで、誰を恨むわけにもいきません。

病後の療養生活に入つて、やりかけの質地法・小作法を主とする土地法史の研究を続けることは無理だと感じましたので、ここに居られる藤原さんに君の助手論文のテーマにしないかと

それから平成元年には、奈良県御所市極楽寺の墓地の所有権争いの訴訟の意見書、その翌年にも兵庫県川西市の依頼により

同市満願寺墓地の所有についての意見書を出しています。こうして社寺地問題に関して地租改正関係資料を調べているうちに、山林の場合には農地とも社寺地とも異なる官民有区別処分によってその所有関係が改編されたのではないかと思われてきて、これは是非明確にしなければならぬ問題だと考えました。

紛争前の昭和四一年に東北大学法学部の機関誌『法学』に論文「江戸時代前期人別改考」を発表しましたが、その続編の「江戸時代人別改考」を『神戸法学雑誌』に発表したのも紛争後の昭和四七年でした。

〈またも研究の中止〉

しかし、紛争が収まって研究生活に戻れたのも束の間、紛争中の過労で結核菌に冒されて緊急入院、昭和四七年に腎臓などの切除手術を受けて、またもや研究を中断せざるをえなくなりました。

かねがね石井良助先生から、「研究が大事だと思うなら学生部長を早く辞めなさい」と忠告されていたんですが、退くに退かれずこの体たらくで、誰を恨むわけにもいきません。

病後の療養生活に入つて、やりかけの質地法・小作法を主とする土地法史の研究を続けることは無理だと感じましたので、ここに居られる藤原さんに君の助手論文のテーマにしないかと

勧めました。藤原さんはこれに応じて質地小作を中心とした土地担保法史に関する論文三編を助手論文として『神戸法学雑誌』に発表されています。

幕藩時代から明治初期までの質地法を克明に跡付け、質地直小作を媒介にして普通小作形態における寄生地主制が成立したこと、明治初期の地租改正のさいの地券交付処分とその後の債権者保護立法および大審院判例が寄生地主制を助長し、就中資本主義発展に適合的な土地担保法近代化の基礎条件を与えたことを明快に論じられて、私の懸案とした課題の一つを、私に代わって解明していただき嬉しく思いました。

家族法史研究

〈研究生活への再復帰〉

大竹 私がやや体調を回復して曲がりなりにも研究生活に再帰できたのは、昭和五〇年頃からです。研究を再開できるとなるとじつとしていられません。ただ、医師から仕事は程々にせよと釘を刺されていたから、史料踏査の旅行を控えなければならず、懸案の課題の大部分についても研究を放念せざるをえず、それまでの蓄積を活かした家族法史の研究に重点を置くことになりました。

家族法史研究

〈家族法史研究の継続〉

岩野 先生は神戸大学を昭和五八年に定年退職されていますが、新しい大学でのことなどお聞かせ下さい。

家族論を担当

大竹 定年後、武庫川女子大学に迎えられ、家族論の講義を担当することになりました。家族法史の著作が比較的多かつたか

これは女性の立場を考えて書いた日本家族制度史の概説書です。昭和五六年には、近代化の視点から明治初期の家族法を論じた「日本近代化始動期の家族法」を『家族史研究』四号に発表しました。明治初期家族法には、旧時代の武士の慣習と庶民の慣習が交錯し、家重視の思想と現実的な家族生活重視の思想が競り合って、戸主権中心主義と父権中心主義との対立に近世から近代への過渡期の様相が現れていることを指摘したものです。

その翌年には前述の『封建社会の農民家族』改訂版を出し、その次の年の五八年にやはり前述した『近世雇傭関係史論』を上梓しましたが、これが神戸大学最後の仕事です。

らでしょう。

講義は、現代家族論だったんですが、研究の方はもっぱら家

族史です。江守五夫先生に誘われて入会した比較家族史学会がなかなか活発でしたので、その刺激を受けて研究意欲が湧いてきました。しかし、武庫川に行つた三年後に胃潰瘍で胃の三分

の二を切除してから、臍脇で臨死体験をするは、人工透析しなければならなくなるは、脚を骨折するはで、満身創痍。家内は

大学紛争後遺症だと言うんですが、無理の利かなくなつた体を騙し騙しして細ほそと研究を続けたわけです。大した仕事はできません。

仕事らしいものと言えば、ここに居られる藤原さんらとご一緒に調査した津山藩の史料に拠つて書いた「津山藩の新法変革——宝暦の藩政改革——」を平松義郎先生追悼論文集に発表したほか、高柳真三先生頌寿記念論文集に発表して妾奉公人説を主張した「江戸時代の妾」や比較家族史学会編集のシリーズ『家族史』に掲載した「江戸時代の老人觀と老後問題」など家族に関して論述した数点があるだけです。

そのなかの平成六年上梓の『現代の家族——人間性回復の拠点——』は、『「家」と女性の歴史』の続編として書いたものでして、私の家族觀を述べて、私の現代家族論を展開しています。

九 日本法史通史への挑戦

岩野 先生は今遠大な計画の下に研究を進められていると仄聞していますが。

学問研究に定年は無い

〈研究が生き甲斐〉

大竹 五十余年を掛けてやつた私の仕事は、大体以上に申し上げた程度の微々たるものですが。日本法史研究の前進に少しあ寄与できたと思いたいのですが、戦後の日本法史研究の大きな流れのなかの小さな渦の一つに過ぎません。

でも、研究が私の生き甲斐でした。研究生活には余人に分からぬ楽しさがあります。史料を並べて論文の構想を練つているときが一番楽しいときでした。一つの課題を追求して研究を進めてゆくと次から次へと関連する新しい研究課題が浮かんできて、研究意欲を搔き立てられます。

しかし、意欲はあつても自分の思うように研究が運ばないこともあります。年配になつて大学行政にも関与しなければならなくなれば、やりたい研究もできなくなる。私も学生部長や学部長になって研究生活から遠ざかつたとき、歌を忘れたカナリ

ヤの悲哀を味わいました。

今は武庫川女子大学も定年になつて自由になりましたが、学問研究に定年は無いと思っています。老後の生き方について書いた本が最近やたら出ていますけれど、老後の生活までもマニュアル頼りというのは、情けないと思いませんか。自分の好きなように生きれば良いんです。

私の今日この頃は週半分が人工透析で潰れて、健常者に近い生活のできるのは残りの週半分しか無いんですけど、その許された短い自由時間に史料・文献を読み直して、私なりの日本法史通史を書くことに専念しています。いつ脱稿できるものやら分かりませんが、机に向かっているときが私の至福のときです。

——最後の小休止——

牧田 個人で通史を書ける方は、日本法史でも少ないんじゃないですか。

大竹 そうですね。戦後、特定の時代や法領域の専門的な法史研究が緻密になつたものの、木を見て森を視ないということになります。専門化が進んでいるからこそ一層、古代から近代に至る法の歴史的発展を巨視的に把握する必要があると思うんです。専門分野には強くとも通史の書ける研究者が少なく

なりましたね。

私も近世・近代の私法史に研究が偏つていて通史を書く能力に欠けてはいますが、通史を書いて、私の日本法史研究の締め括りにしたいと思ったわけでして、私の最後の挑戦です。

山田 先生独自の通史になるんですね。

大竹 さあ、独自か独自でないかは受け取り方によるでしょう。少なくとも、私は私自身の主張・見解をはつきり表明したいと思っているんですが。

岩野 最後に法制史学会に対する要望とか注文とか、お聞かせ願えませんか。

大竹 学会の目的は会員同士の切磋琢磨による会員各自の研究の向上を図ることにあります。そのために学会の中心事業が、会員に研究成果を発表する機会を与える研究大会開催と学会誌発行なんですね。ほかの事業は付けたりです。会員が自由かつ大胆に問題を提起して学会で真剣に議論を闘わすことが、研究を活性化し学問を発展させるんです。法制史学会に限ったことではありません。

それから日本法史研究について一言すれば、イデオロギー先行の傾向が強かつたのが最近は実証主義の傾向が強くなっています。実証的研究の成果に評価すべきものが見られます。しかし、

史料によって確かめた法事実を羅列しただけでは法史と言えません。法史研究者が法事実を再構成し、各時代における支配的な法と時代による法の変化を見極め、それを整序して叙述するのは、その研究者自身の理論に基づくものです。理論をないがしろにしてはいけません。理論と実証が法史研究の両輪なんですね。

岩野　お身体のことがありますのに、本当に長時間お付き合いをいただきまして有り難うございました。有益なお話を伺うことでき、私の企画は間違つていなかつた、という自信を持つことができました。日本法史通史の完成、心待ちにしておりま

十　お話をお聞きして

藤原　これまで折りにふれて断片的に伺つてはいたが、このようによつたかたちでの先生のお話は初めてである。この貴重な機会を発案して作つて下さつた岩野教授に心より篤くお礼を申し上げる。お話は学生時代、研究生活から様ざまな思い出までを含めて、二回に分け、延べ約六時間に及ぶ、大変興味深い充実した内容であった。先生は今年満八〇歳を迎えたが、周到に用意された原稿を手元に置いて、よく通る若々しい声で

語られた。肉声を読者にお聞かせできないのは残念であるが、せめて活字からその雰囲気を推察していただければ幸いである。

終戦直後、軍隊から戻つて東北帝国大学法文学部助手になれ、当初は日本法制史研究を目標とはされていなかつたとのことであるが、学生時代文学青年であった先生には、やはり日本法制史への道は運命づけられていたようである。

私が神戸大学法学部で先生のゼミナールに入ったのが三三一年前、先生が四八歳の一一番油の乗つたときであった。今やそのときの先生の年齢を私は五年も越えてしまつたが、研究の成果が遅々として上がつていないのは誠に恥ずかしいかぎりである。

私が江戸時代土地担保法に関する最初の論文を書いたときは、大学紛争の騒然とした最中で、先生は学生部長として奮闘されており、極めて多忙であつたにもかかわらず、お宅で夜更けまで原稿に一字一句手を入れていただいた。疲れた表情をみせると、徹夜団交をものともしない当時の先生にとつてさぞかし歯がゆく思われたのであろう、厳しく叱咤されたことを鮮明に記憶している。しかし、論文の作法を叩き込まれたおかげで、論文執筆の要領を修得したことは感謝に堪えない。

その後、海外留学先にフランスを強く勧められた。先生の留学先は、お話にあるように、ドイツであり、てつくりドイツ

を勧められると心に決めていたので、意外にして怪訝に感じたものである。フランスを留学先に選ばれたのは、明治以降のわが国の法にフランス法が多大の影響を与えたことによる。今になつて思うと、これは先生の炯眼であり、フランス法の知識を多少なりとも身につけたことは、私の現研究の支えとなつている。

先生は週三回、人口透析を受けられているにもかかわらず、毎日下、日本法制史上の学説・論争を古代からまとめておられ、お話の休憩時にその原稿を見せていただいた。専門分化が加速し、一人で日本法制史の通史を執筆できる視野の広い研究者が数少なくなっているのが現状である。先生は、最近ではワープロで執筆に取り組んでおられ、後に続く研究者のためにも、文明の利器を最大限活用して是非とも早くまとめて下さることを、私たちちは切に願つてゐる。

牧田 大竹先生のお話は、少年時代の関心や読書に始まり、学生生活、軍隊時代の経験、法制史を志した経緯、高柳研究室の雰囲気、その後の研究生活と、途切れなく続いた。先生の青春の日々や初期の研究生活は、これまでご自宅にお邪魔した機会などに度々お聞きしていたが、今回初めて語つて下さった話も

多く、興味深いエピソード満載である。また、研究者をとりまく時代の雰囲気が個人の研究テーマにシンクロナイズされいくことも、先生の研究史をお聞きしていくよく理解される。今回の一回のインタビューは、「大竹法史学」の搖籃から今現在を知る最高の資料となるだろう。

先生の初期の研究は、水利紛争と内済、摂津国上瓦林を素材とする家格・親族組織・相続などであり、後者はのちに『封建社会の農民家族』としてまとめられた。名著の誉れ高い、先生の代表作である。一見法史学とは思えない、むしろ社会学的研究といえるものであり、当時としては異端の研究といえる。

大学院では法社会学に籍をおき、民俗学的農村研究に興味をもつていた当時の私にとって、概念法学を延長したような法史学には違和感を感じざるをえなかつたが、先生の研究はたいへんわかりやすく、大いに参考になつたし、力づけられた。とくに家格の論文は熟読吟味し、民俗学の研究会で思いつきをまとめる機会があつた。それが大竹先生と知り合い、神戸大学の大学院に変わるきっかけとなつたのであり、個人的にも忘れられない思い出である。できの悪い学生であつたが、今日まで辛抱強くご指導いただいたことに感謝の気持ちでいっぱいである。

先生の人生後半は、度重なる病氣との闘いでもあつた。大学

紛争時の写真と比べると、現在先生の体躯はずいぶんスリムになつてゐる。先生のご病気については、多々ご迷惑をおかけした私にも一因があるはずであり、忸怩たる思いはあるが、お声は相変わらずお元氣で幾分かの救いとなつてゐる。八〇年代には、鳥取、津山、紀州田辺、丹後など、史料調査にご一緒した

が、体をこわされてからはそうした機会もなくなつてしまつた。透析の必要もあって、最近では学会にも顔をだされないことが多く、一時凝つておられたゴルフもやつておられないようである。どうか一層のご自愛のもと、かねてご執筆中の法制史の学説史を一刻も早く完成させていただきたいと願うばかりである。

山田 大学院博士後期で大竹研究室に加えていたのが、二〇年以上前のことになる。先生のお話を教室以外でうかがう機会にも恵まれた。神戸六甲台の研究室や、コーヒーとともに喫茶店で、山手の高台から神戸・大阪を一望するご自宅、学会などの旅先でも、学問に対しても若々しい先生を囲んで、幸福な時間を過ごしたものである。

研究が進まず、絶望的な気持ちでお訪ねしても、先生のご指導の後は、いつもきまつて「自分にも少しあやれるかもしれない」という希望を持つて帰ることができた。その時の、少し暖

まつたような気分は、深い感謝とともに今も忘れられない。今回、岩野先生のご尽力で、系統的にお話を拝聴する得がない機会を設けていただいた。聴き終わつて、先生が法社会学的な眼で見た新しい法史を切り開いて来られたという印象がらためて鮮明に感じられる。

先生の体調は万全ではないが、学問に向かうファイトあふれる姿勢は変わって居られない。かつて研究室で津山藩史料の調査に出かけた時も、早くも到着時の夕食時には、大量の史料全體の性格や重要史料について話されたことに目を見張った記憶がある。その折りのメンバーで、後に津山藩の論文を書けたのは、結局、先生だけであった。

ご自愛を願う一方で、先生が学問上のファイターであることとを願うのは矛盾しているが、正直な心情である。ご苦労をおかけした岩野先生に感謝申し上げる。

昭和二五（一九五〇）年三月に東北大学法学部講師、翌年三月に神戸大学法学部助教授、昭和三三（一九五八）年四月に同教授になられている。昭和三七（一九六二）年一月から翌年の一〇月までドイツに留学されている。

昭和四三（一九六八）年四月から昭和四六（一九七二）年三月まで学生部長に、昭和五一（一九七七）年四月から昭和五四（一九七九）年三月まで法学部長に就任されている。昭和五八（一九八三）年に神戸大学をご退職、武庫川女子大学に移られている。先生の略歴・業績は、「神戸法学雑誌」三三卷四号、一九八三年、九〇一一九〇五頁に詳しい。

先生のお話をお聞きすることで、わが国の法史学が戦後に刻んできた道筋をしつかりと見つめ直すことができたようだ。先生のお話には無駄がない。お話をされるご様子には迫力がある。これが先生の学風なのかと感じさせられた。

先生は遠大なご計画を立てられ、健常者の半分しかない時間でお仕事を進められている。大変に貴重なその時間を、今回、勝手な訪問客を快くお迎え下さった令夫人にも深謝したい。

企画の目的は、インタビューという形を通してわが国の法史学の歩みを記録することである。インタビューに応じて下さる

諸先生がおいでになる限り、この作業を続けていきたいと考えている。またインタビューに關係してお寄せいただいた情報やご意見などのなかで記録すべきものについては、お寄せ下さった方のお許しを得た上で、かかるべき時期に何らかの形で「同志社法学」に掲載できればと考えている。

企画を実行に移すさいに、塙浩先生、木庭顯先生、寺田浩明先生、岡野誠先生のご助言を得た。心からお礼を申し上げる。岡野先生は、「先学を語る」「学問の思い出」という二つの柱立てで座談会を連載している「東方学」という雑誌の存在を教えて下さった。

大竹先生からお話を伺う作業の中心になつて下さったのは、先生のお弟子さんの藤原明久（神戸大学）、牧田勲（摂南大学）、山田勉（神戸女子短期大学）さんである。

この作品が一〇〇〇年度科学研究費に基づく研究成果であることを、最後に記しておく。